様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分	分の名称	大宮駅東口まちづくり事務所が所管する事業用地にかかる。
1 - 11 -		る行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則名		地方自治法及びさいたま市財産規則
条項		法第 238 条の 4 第 7 項及び規則第 21 条
所	管 部 課	都市局 都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所 (電話:048-646-3283)
	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	大宮駅東口まちづくり推進事業に支障とならない範囲で、さいたま市財産規則第21条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4に基づき審査を行っているため。
Ī	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 26 年 4 月 1 日最終改正
■ + 理 `	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日 (休 日を除く。)
間	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 26 年 4 月 1 日最終改正
	備 考	